



川口市企業立地補助金

■企業の市内進出・市内企業の事業拡大を支援します。■



川口市内において、原則として市税を完納しており、下記のいずれかの条件を満たした事業者に対し補助金を交付します。

- ・本市の特定地域（準工業地域、工業地域、工業専用地域）において、製造業（※）として新たに事業を開始する事業者及び事業拡大を行う事業者のうち、その新設・増設する工場等の面積が100㎡以上のもの（※日本標準産業分類において製造業に分類されるもの）
- ・「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用した事業者

補助対象事業	補助対象者の要件	
	補助対象経費・補助率・限度額	補助期間
工場等 固定資産税等相当額補助金	新たに市内で延床面積100㎡以上の工場等を立地し自ら事業を行なう者、または事業拡張を目的として新たに100㎡以上の工場等を立地し自ら事業を行なう市内事業者で、固定資産税及び都市計画税の課税対象となるもの	
	固定資産税等に相当する額の2分の1以内 限度額：1年度200万円	3年度間
流通業務等施設 固定資産税相当額補助金	新たに「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用し、流通業務施設又はデータセンターを整備する事業者で、固定資産税の課税対象となるもの	
	固定資産税に相当する額の2分の1以内 限度額：1年度200万円	3年度間
貸工場賃借料相当額補助金	新たに市内で延床面積100㎡以上の市内の貸工場と賃貸借契約を締結した事業者、または事業拡張を目的として新たに100㎡以上の市内の貸工場と賃貸借契約を締結した市内事業者で、貸工場の所有者と借家人（法人にあってはその代表者）が、配偶者及び3親等以内の親族でないこと	
	当該家賃相当額の2分の1以内 限度額：1年度120万円かつ月額10万円	2年間 (24ヶ月)
雇用促進補助金	上記補助金の対象となる工場等の操業を開始した日から1年を経過した日の前日までに、市内に住所を有する新規雇用従業員（正社員）を雇用しているもの	
	当該従業員1人あたり20万円 限度額：300万円	—

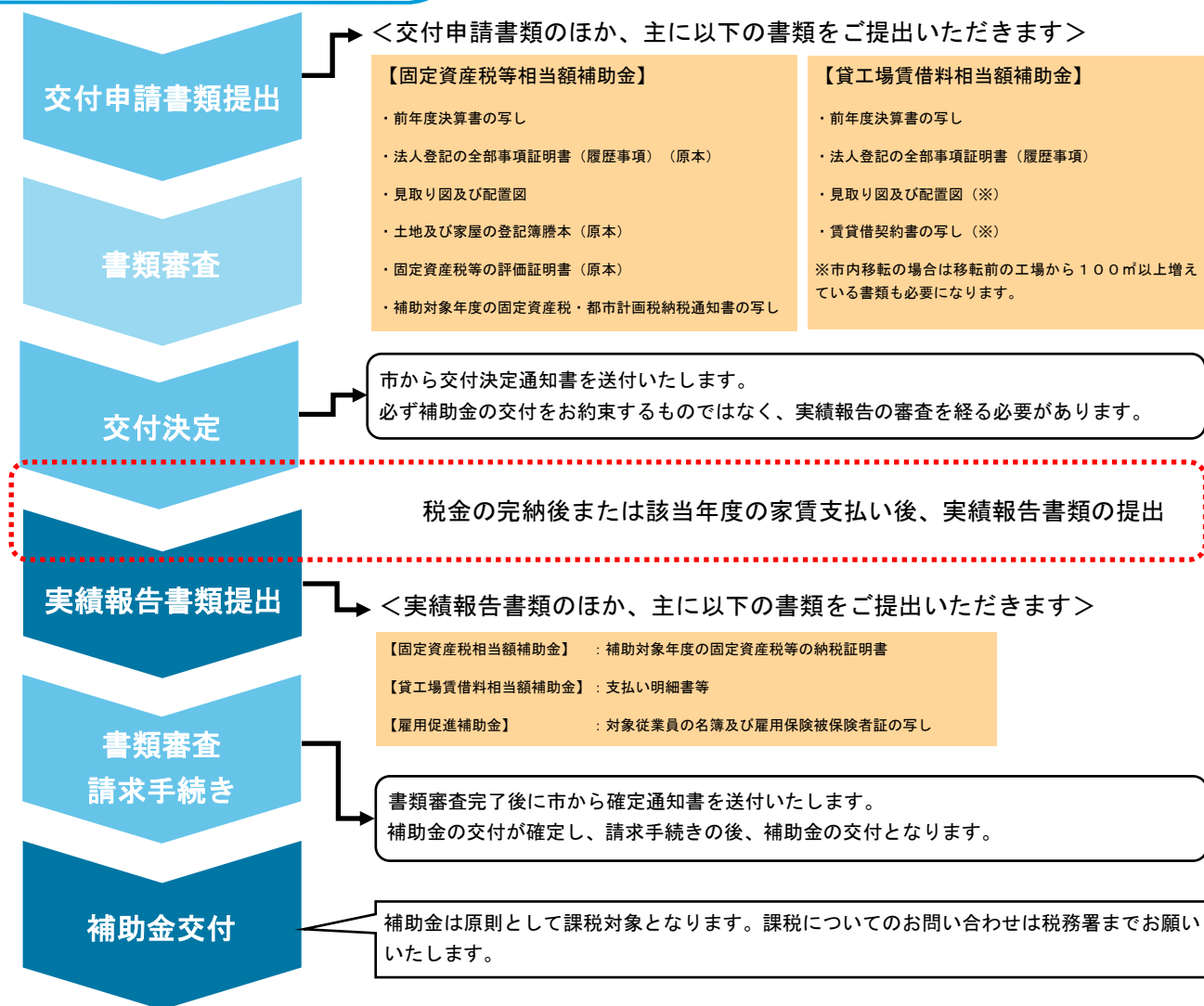
※詳細は、市のホームページ等でご確認ください。

【注意事項】

- ・ 全ての補助金対象事業において、あらかじめ施設が稼働している必要があります。
- ・ 工場等には、工場とそれに付帯する施設・事務所等も含まれます。
- ・ 市内移転の場合は、以前の工場から100㎡以上増えている必要があります。
- ・ 固定資産税等相当額補助金は、施設稼働後、初めて課税・納税する年度内に申請が必要です。
- ・ 固定資産税等相当額補助金は、土地のみの申請はできませんが、家屋のみの申請は可能です。
- ・ 雇用促進補助金における新規雇用従業員は、基準日から起算して1年間継続して雇用している必要があります。
- ・ 雇用促進補助金の対象となる新規雇用従業員は、市内住所を有するものに限りです。

補助金交付の流れ

まずはお電話にてご相談ください。その後、現地確認を経て、申請手続きに入ります。



補助金に関するご相談を随時受け付けております。
お気軽にご相談ください。
また、埼玉県でも企業立地支援策を実施しております。
詳しくは、埼玉県企業立地課ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

川口市 経済部 産業労働政策課 産業創出係

電話 048-258-1619